

令和5年度立入検査指摘事項

項目	保健所名	指摘のあった 水道事業者数	備考
1. 全般について			
資格を持った水道技術管理者を計画的に設置すること。	中央東保健所	2	
給水開始届は、事前に届け出ること。	中央東保健所	1	
水道により供給される水は、水道法に定められた要件を備えるものでなければならないとされているが、一部配水施設において、要件を満たす水を給水できない構造となっているため、必要な措置を講じること。	中央西保健所	1	
2. 水道施設管理について			
取水及び浄水施設、配水池について、適切な管理及び運営のため、敷地内の雑草等を取り除くこと。	安芸保健所	1	
水道施設には、防護柵・施錠・立入禁止表示等を設置すること。また、施設は常に清潔を保つよう清掃を行うこと。	中央東保健所	1	
修繕が必要な箇所は速やかに修繕を行うこと。	中央東保健所	1	
水道施設には鍵を掛け、また柵を設け、立入禁止表示を行う等みだりに人畜が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要な措置を講じること。	中央西保健所	4	
一部の施設で立入禁止措置（標識）の不備について整備すること。	須崎保健所	1	
水道原水におけるクリプトスポリジウム等のリスクレベルに合わせて、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。	須崎保健所	2	
一部の滅菌施設、配水池周辺に門柵や立入禁止表示を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	1	
立入禁止等の表示がない施設については看板等を設置すること。	幡多保健所	5	
配水池の漏水箇所を修繕すること。	幡多保健所	1	
一部の取水施設、中継地、配水池に門柵や立入禁止表示を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	1	
雑草類の伐採を行い清潔な状態を保持すること。	幡多保健所	2	
一部の浄水施設、配水池周辺に門柵や立入禁止表示を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	1	
配水池蓋の扉の破損について修繕を行うこと。	幡多保健所	1	

3. 水質管理について			
毎日検査を実施していないことから記録がない日及び地区があったため、各水道ごとに毎日検査を行うよう改善すること。	安芸保健所	2	
毎日検査については、残留塩素濃度(0.1 mg/L以上)、色、濁りについて確認し、記録漏れがないようにすること。	中央東保健所	5	
水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定すること。	中央西保健所	2	
一部の施設で水質検査計画を策定していなかったため、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定すること。	中央西保健所	1	
水道水中のクリプトスポリジウム等対策について、浄水施設の整備期間中においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上検査すること。	中央西保健所	2	
原水の指標菌検査及びクリプトスポリジウム等に汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても水質検査計画に位置づけること。	中央西保健所	1	
毎日検査は、残留塩素濃度 (0.1 mg/L以上) 、色、濁りについて確認し、記録もれがないようにするとともに、検査結果に応じて適切な措置を講じること。	中央西保健所	1	
定期的水質検査については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、一部の施設で定期的に検査が実施できていない日があったため、適切に定期的水質検査を行うこと。	中央西保健所	2	
色・濁り・遊離残留塩素について、1日1回以上検査すること。	須崎保健所	3	
給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすること。	須崎保健所	3	
水質検査の結果が不適合となった場合は、ただちに原因究明を行い、必要な措置を講じること。	須崎保健所	1	
給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/l(結合遊離残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう塩素消毒を行うこと。	幡多保健所	3	
4. 健康管理について			
水道の取水場等において業務に従事している者全員を対象に健康診断(検便)を実施すること。	須崎保健所	1	
5. その他			
浄水施設について、手洗い設備の使用環境の整備及び害虫対策のため、隙間がある部分の修繕を行うこと。	安芸保健所	1	